

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和4年3月8日（火）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 議事堂			
出席委員	委員長	飯田 雅 広	副委員長	板倉 浩 幸
	委員	山岸 美登利	委員	三浦 知 将
	委員	石原 裕 介	委員	吉田 正 昭
	委員	高阪 康 彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町 長	横江 淳 一	副町長	河瀬 広 幸
	総務部長	浅野 幸 司	総務課長	戸谷 政 司
	民生部長	寺西 孝	民生部 次長兼 保険医 課長	不破 生 美
	子ども 課長	舘林 久 美		
職務のため 出席した者	議 長	佐藤 茂	議事 務局 会長	小島 昌 己
	書 記	萩野 み 代	主 任	大竹 孝 平
付託事件	議案第5号	蟹江町個人情報保護条例の一部改正について		
	議案第6号	蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		
	議案第7号	蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
	議案第8号	蟹江町減債基金条例の一部改正について		
	議案第9号	蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について		
	議案第10号	蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		

○委員長 飯田雅広君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査について打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

それでは定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は6件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

皆さん、改めましておはようございます。

総務民生常任委員会の開催前に一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

大変お忙しい中でありまして、今日は本当にご苦労さまでございます。

コロナのまん延状況もちょっと落ち着きを見せたかのようにではありますが、まだまだ津島保健所の中身は大変だそうでありまして、議員もご存じのように今蟹江町職員もローテーションを組んでお手伝いに今お邪魔をしております。知事から要請を受け、2月から3月いっぱいまでということで大変厳しい中で、今確定申告の真っ最中でありまして非課税世帯の給付金もやらなきゃいけない、そんな中での派遣ということですが、精一杯今職員も頑張っておりますので、またどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

またロシアの侵攻等々もありまして、世界経済がおかしくなって非常に危惧をしているわけでありまして、そんな中での新たな年を迎えるわけでありまして。またこの後いろいろご議論をいただくことがたくさんあると思いますけれども、どうぞまたご協力のほどよろしくお願ひいたします。

今委員長さんからございましたように、案件は6件であります。大変重要な案件になります。慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○委員長 飯田雅広君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは議案第5号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回、個人情報保護条例の一部改正なんですけれども、提案理由としてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備とあるんですけれども、これが一部改正要点でもあるんですけれども、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を個人情報の保護に関する法律に変更、その下も独立行政法人とあるんですけれども、これ実際何が変わるのかちょっと分からないんですけれども、その点をお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それではご質問いただきました。答弁させていただきたいと思ひます。

まず今回の条例改正の経緯をご説明させていただきたいと思ひます。

今回デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律——一般的に言われる整備法の附則第2条によりまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律——これが一般的に言われる行政機関個人情報保護法と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律——こちらが一般的に言われる独立行政法人等個人情報保護法、こちらの2つの法律が廃止されるという運びになってございます。

今回の改正内容については、最初に申し上げましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の第50条に規定がございまして、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護に関する制度に関するところが、個人情報の保護に関する法律というところに一元化されることになってございます。

今回の条例改正につきましては、先ほど申し上げました行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この2つが廃止されることに伴いまして、この2つを引用しておりましたところを合わせてそれぞれ個人情報の保護に関する法律に置き換えさせていただくという文言の整理でございまして、

以上でございまして。

○委員 板倉浩幸君

何か難しく言い過ぎて、基本的に今までのやつが廃止されるから個人情報保護に関する法律でまた文言の整理で規定です。別にそんな変わるわけじゃないのかな。将来的にデジタル社会の関係法律で今いろんな法律が変わってきて、条例も変えてきているんだけど、個人情報をデジタル社会で保護していく目的に文言整理は分かるんだけど、何かよく分からない。

○総務課長 戸谷政司君

今回内容が特に変わるというわけではございませんので、こちらにつきましては引用しておる法律が廃止されることに伴いまして、新しい法律のほうに置き換えさせていただいたというところでございます。

デジタル社会の一般的に言われる整備法のところで、今後は個人情報保護法の改正もまたあると思いますので、今回はそれを見据えてまずは改正いたしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございますか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

すみません、今回育児休業の関係なんですけれども、5ページ目にある第24条で職員に対する育児休業の研修から相談体制、また環境整備に関する措置があるんですけれども、これって何だ。今まではこういう措置、研修とか整備というのはなかったんですか。

○総務課長 戸谷政司君

今までもこういった体制は取ってございましたけれども、今回の法律の改正に伴いまして、条例のほうにこういう内容を盛り込めというところでございますので、今回第23条と第24条

のところの内容を追加させていただいて、より取得しやすいというか、環境整備をしたというところの内容でございます。

○委員 板倉浩幸君

今までもやっていて、第24条でもうやらなければならないよと、もう決めてということでやっていくということで、あとちょっと確認したいのは男性職員の育児休業、これって今行われているのかな。

○総務課長 戸谷政司君

今ご質問ございました男性のほうの育児休業ということでございますけれども、こちらのほうも職員の中で育児休業を取っている職員でございますので、そちらも引き続きあつせんというといけなのですけれども、こういう制度があるよということを周知して取得しやすい環境をさらにつくっていくというところで考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

男性職員も取れるよということなんだけれども、今社会全体が男性の人も育児休業を取れるんだけれども、なかなか仕事の関係とかで取れないとか、一般企業的には。その辺が町としてもどうなのかな。取りにくいと本人思っちゃうのか。じゃなくて取りやすい環境をつくっていきながら、ちゃんと女性に限らず男性職員も取っていく方向で考えていくのかな、ちょっとその辺。

○総務部長 浅野幸司君

では私のほうから答弁させていただきます。

町の方針というか職員全体に係るところでございますけれども、今女性職員については育児休業の取得率は100%ほぼ全員取っておりますので、男性についてはちょっと手元の資料がちょっと古いんですけれども、約16、17%ぐらい、20%切るぐらいの、これ令和元年度あたりの町の男性職員の取得率でございますけれども、非常に県下も都道府県の職員も含めて県下の平均取得率も男性は非常に低いと。都道府県の場合、県警とかそういった男性中心の職場がございますけれども、そういうことも含めて非常に今低いということはいろんなところからご指摘をされています。

そういった中で町としましては、職員係——総務人事のほうから、例えば子どもさんが出生された男性職員に対して積極的に取ってくれということで少なくとも1週間、2週間以上取ってくれということの、個別にそういったご案内というかそういうことはしています。

現に総務課の職員も今年に入りまして取得をしておりますし、そういう面で徐々に徐々に年間の各課のいろいろ業務のスケジュールはございますけれども、できる限り女性の100%に近いところまで何とかいきたいということで、いろいろ町として今推進しとる現状でございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

16、20%をちょっと切るぐらいということで今答弁あったんですけども、男性職員も1週間以上2週間ぐらい育児休業で最初ね。僕も休まず仕事していたけれども、そういうことで、そうすると男性だと1週間2週間ぐらい休んでくれと話をする、女性ってちなみにどのぐらい育児休業ってもらえるんですか。

○総務課長 戸谷政司君

女性の、最大ですと子どもが3歳になるまでというところなんで、基本的には約3年近く取るという最大のところはそういう形になります。

○委員 板倉浩幸君

最後。3歳ぐらいまで取れる。実際にはどのぐらいが多いんですか。分かんないですか。

○総務課長 戸谷政司君

家庭の事情とかそういったところで様々なところではございますけれども、1年あたりで復帰してくる職員もございますし、3年近く取られるという方もいるような状況でございます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に議案第7号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回の会計年度職員なんですけれども、基本的に非正規と言われているやつで多分女性がほとんどだと思うんですけれども、今回この引き下げなんですけれども、現在蟹江町において会計年度職員って何人ぐらいいるんですか、今。

○総務課長 戸谷政司君

現在全ての会計年度職員約でございますけれども、310人から320人あたりぐらいかなというところで認識しております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今職員自体、会計年度職員が310人から320人なんですけれども、実際この方たちは時間的なことなだけで、平均年収って今どのぐらいですか。

○総務課長 戸谷政司君

すみません、ちょっと平均的な年収とかというところは把握していないというところでございますけれども、今回期末手当のほうの支給率を下げさせていただくというところで、ざくっとでございますけれども、1日7時間ぐらい勤務される事務補助の方々でいうと約1万5,000円から2万円ぐらいが下がるんじゃないかというところで考えておる。全体といたしましては、500万円に満たないぐらいかなというところで今試算をしたというところでございます。

あくまでも推測的な数値でございますが、一応そのような状況というところで今認識しております。

○委員 板倉浩幸君

後で聞こうと思うんで、実質どのぐらい下がるのって言ったら、大体1万5,000円ぐらいだということなだけで、全体的な予算で500万円引き下がるんですけれども、今実際、じゃ社会全体、今の岸田政権でも賃金を上げると言っていますよね。その中でこれは引き下げなんですよ。その辺がどうしても逆行しているんじゃないかなとどうしても考えるんですけども、今男女の雇用の形態も含めて。その辺が、じゃ実際に今回ないんですけれども、一般職員とあと特別職、議員も含めて、後からまた出てくるんだと思うんですけれども、それは何だったっけ、決めるところ。

(「人勧、人勧」の声あり)

そうですね。人勧の決定で決まりますよね。でもこの会計年度職員って別にそういうのがないですよね。ただ国から下げなさいよと言われるわけで、じゃ実際にうちはこんなことにやっぱり今のこの職員に対してもこの過酷な勤務状態、会計年度職員にしても。コロナ禍の下の、本当に感染予防から徹底して一般職とか変わらないぐらい苦労していると思うんで

すよ。

町として、ちょっとこれはやっぱり下げるべきじゃないということも考えられないものなのかどうなんですか。

○総務課長 戸谷政司君

今回の会計年度任用職員の費用弁償のところの条例改正でございますけれども、基本的には支給率は職員に準じて制度設計して率を決めたという経緯がございます。職員が人事院勧告によって下がる、直接的にはこの会計年度任用職員は下げなさいよということではございませんけれども、職員に準じて今回率を下げさせていただくものでございます。

例えばの話をして恐縮なんですけれども、これが上がった場合につきましても当然同じように支給率は上げると考えておりますので、そのあたりを踏まえて今回は下げさせていただくというところで整理をさせていただいたといったものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今ちょっと上げるときは上げるよということで、それ言われちゃうと本当下げるときだけいかんのかとなっちゃうんですけども。じゃ本当は今この状況で、町長もちょっと確認をしたいんですけども、会計年度職員が310人から320人いるじゃないですか。その人たちも今の町としてもいないとやっていけないよね。その状況の下で一緒にやっていく中で引き下げる、職員については期末手当引き下げるときに勤勉手当上げたりなんかして結構調整はできるんですけども、会計年度職員だと本当に引き下げるとそのままなんですよ。その点もうちょっと意欲が出るようなことをちょっと考えられないものなのか。

○町長 横江淳一君

すみません、ここですぐお答えできる材料を持っておりませんので、非常に恐縮ではあります。ただ会計年度職員という制度ができてもう数年になるわけでありましたが、期末手当も出すように実はしてございます。

そうすると、我々も会計年度職員と一般職員は責任の度合いが全く違います。はっきり言いまして。全て同じではありませんので、まずそれをご理解をいただきたいと思います。時短の方もあれば時間の都合で先に帰られる方もありますし、一般職員と一緒にということだと、ちょっとそれは非常に無理があるというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

ただそうはいっても非正規職員——これ民間の会社もそうでありましょうけれども、非常に厳しい状況なんですけど、公務員の場合、新卒いわゆる新入職員とひよっとするとそんなに変わってこない給料なんです。一度ちょっと調べていただくと分かりますけれども、非常に逆にいうともっと新入職員のラスパイレス指数が大変うち低いつて言われているんですね。これは別に給料が蟹江町だけが安いわけじゃなくて非常に人事にばらつきがあつて、高

い給料表、早い話が5級職、6級職という高い給料を使う方の人数がいないという、そういう人事の凹凸にも実はよるわけでありまして、今回も職員を採用したんですけれども、都合により途中で辞退をされるということで来年度以降も非常に厳しい状況が続きます。

ですから、今後の会計年度職員の任用の仕方についても板倉委員おっしゃるように考えていかなきゃいけない、蟹江町ができることはしっかりやっていきたいというふうに思います。

人事院勧告に我々もよるわけでありますので、一般職、特別職、議員さんも含めてであります。これまたおいおいそういうことになると思いますが、今現在は先ほど冒頭でちょっとお話ししましたように、世界経済がまたちょっと停滞気味になってしまうんじゃないかということを考えると、国にもいろんな要望をこれから別な形でしていかなきゃいけないというふうに思っていますので、板倉委員もそこのご理解だけいただければありがたいと思います。

決して任用職員をたくさん増やしたいということではなくて、一般職の穴を埋めるのにはやっぱりそれだけの人数がいるということだけを、これだけいろんな行政の状況が違ってきていますので、ご理解いただけるとありがたいと思います。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

今回の会計年度職員、いろいろ今質問をしながら答弁をもらったんですけれども、実際に期末手当の引き下げで、今回の条例改正であります。

この条例改正の引き下げは地域自体、民間なんですけれども、賃金の相場や地域経済に悪影響もちょっと及ぼすのが今のコロナ禍の下でなおさら及ぼしますし、男女の賃金格差にも実際に逆行するんじゃないかなと。非正規で女性が多い問題も女性でありますので、このような状況の下で男女の雇用の形態の格差、また男女の賃金格差が実際にはあります。

ここで、社会全体で男女の賃金格差の解消が求められる中で、民間の結構モデルとなるんですよ、職員自体は。この町の職員が町の職場でも女性が多く占める会計任用職員について、賃金を引き下げることは男女の賃金格差をさらに拡大させるものであると思いますので、今回の条例改正には反対といたします。

○委員長 飯田雅広君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○委員 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

この議案は、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き下げるための必要な条例の改正であります。適正なものと考えるので本案に賛成します。

○委員長 飯田雅広君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより挙手によって採決いたします。

議案第7号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に議案第8号「蟹江町減債基金条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明として1点お願いいたします。

去る議案説明会の折に板倉委員からご要望のございました、こちらの今回の改正に係る補足資料につきまして議案発送時に併せてご送付をいたしておりますので、ご参考の上、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今部長のほうから補足資料で大体分かりました。

今のままで償還金が減債基金に充てることができないので、今回この基金をつくって今後充てられるようにするというところで、資料的には言葉自体は難しく書いてあるんだけど、そんな内容だと思います。

参考のところで算定根拠とあるんですけども、令和3年度の可能額で8億1,608万1,000円の27.4、じゃこの27.4ってどんな数字なんですか。何か分かんないんです。

○総務課長 戸谷政司君

すみません、ちょっと資料を探します。そのままお待ちいただけますか。

すみません、今ちょっと手持ちに資料がございませんので、また後ほどご回答させていただきたいと思います。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから補足でございます。

本来、先ほど少し板倉委員からもお話がございましたように、普通交付税が算定されて各市町村に配分されるわけでございますけれども、今回国におきまして令和3年度の普通交付税の再算定が行われまして、普通交付税の交付額が増額されたというところです。

今回これの条例改正の趣旨としましては、その令和3年度に発行する臨時財政対策債の、本来これ減債基金から出すことができない、逆に入れることができない部分の元利償還金の相当分が今回財源措置をされた、蟹江町に入るということで今回減債基金の積立金としまして、今3月議会の補正予算で2億3,000万円計上をしています。

そういった資金、財源をこの減債基金に組み入れまして将来の償還に活用していくというような効果的な財政運営の1つとして、今回条例改正を上程させていただいた次第でございます。

先ほどのご質問がございました、そういった臨時財政対策債の償還基金費の算定根拠でございますけれども、この27.4%というのはもうほぼ一律というか国のほうで勝手にということじゃないですけれども、基準財政需要額として算定する——いわゆるパーセント、率を本来の発行の可能額に掛け算しまして算定をしたというところでございます。蟹江町は所定の追加の交付分として入ってくるというところでございますので、ここの数字じゃ何かということで聞かれますと、私ども非常にこれはちょっと範疇として市町村のこれは率じゃございません。国のほうがいろいろ全体的なところで全国の市町村の状況を見ながら多分この数値を定められたんじゃないかなということは推察をしております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

国からのこんな感じで27.4%と示されて、そうするとほかの自治体も同じなんですか、パーセンテージは。一緒と考えていいんですね。ありがとうございました。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号「蟹江町減債基金条例の一部改正につい

て」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第9号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

板倉委員からご請求をいただきました議案第9号請求資料を皆様に配付配信をさせていただいております。

審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回、国保税の県単位化になって3回目の見直しなんですけれども、そこで子どもの均等割が導入されたんですけれども、この未就学児まで全額じゃないんですよね、半額公費で見るとということなんですけれども、これについては本当に前々から子どもの均等割について、僕も質問してきて、本当に所得がない人から何で取るんだということを言ってきたんですけれども、これは本当に一歩前進したと思うんですけれども、じゃ実際に均等割、半額ということなんですけれども、全額で拡充とすることは去年の一般質問でもしたと思うんですけども、それって全く考えなかったのか、どうなんでしょうか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは保険医療課のほうからお答えさせていただきます。

子ども医療の今回均等割が半額ということで上程させていただいているんですけれども、まず国のほうが半額だよということで、国の制度に沿って蟹江町も実施をさせていただくことになりました。

全額は考えなかったのかということでございますけれども、まずは私どもとしては国の方針に沿って国の制度内のところで、均等割を半額をまず実施をさせていただいて、その制度をしっかりと実施した上でさらに全額に広げるといような拡充をすることであれば、これまた国のほうが責任を持ってしっかりとやっていただくことであると私のほうは考えてございますので、現在のところは半額までの均等割の減額ということで考えてございます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

国のほうが全額やればそれはやると思うんですけれども、ちょっと確認したいのが、今回蟹江町では子どもの均等割5割ということなんですけれども、これを上乘せしてやろうという自治体も県内にあるんですけれども、そこで国保の通達で子どもの均等割を上乘せすると赤字補てんだという通知というのかそういうのが多分来ているんですよね。この辺をどう捉

えるかなんだけれども、町が今まで上乘せして子どもの均等割を今まで国がやる前からやっている自治体もある中で、この子どもの上乘せしてやると赤字補てんだよという通知について、何かいまいせつかく町独自で上乘せして、市町村独自で上乘せをやろうとしている中で、何でこういうことをいうのかなと。どう思うと聞いてもそれはそういう考えですとなっちゃうけれども。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

通知というのが、こちらのほうも確認をさせていただいておりますけれども、令和4年1月14日付で国のほうから確かにそのような通知が出ております。その中には年齢をもってだとか何か一律の基準をもって対象者全員に減免をするような場合については、それは赤字補てんになりますよということを記載がされてございます。

町といたしましては、今まではいろいろな町独自の減免をしているんですけれども、それについてはやはり個別のその方々の状況に応じた減免というのを実施させていただいておりますので、国の通知に沿った形での赤字補てんではない形での減免のほうを実施させていただいております。

じゃ今まで一律にやっておったところはどうなのかというところにつきましては、それぞれ市町村さんのお考えだとか国との調整で今後考えていかれることだと思っておりますので、ちょっとそちらについてはこちらで回答するべきことではないかなと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

あと最後なんですけれども、今回見直した中で、最終的に資産割をなくし3方式にしていくな予定なんですけれども、この資産割について当初介護医療後期支援と介護納付金についても、それを合わせると資産割が58%で結構高かったんだよね、蟹江町自体。元の設定が。そんな中で半分半分半分と来て、今今回示されているのが7.25%ということで、58%から29%になったとき、これすごい大きかったんですよ、資産割が減るのが。その中で、今回14.5%から7.25%なんですけれども、当初4回にかけてというのもあったんかもしれないんですけど、ここで7.25%にするんじゃなくてすばっともうゼロにしちゃう方向というのは考えなかったの。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

やはり当初からのお約束がありまして、急激な負担増を招かないだとか被保険者のことを考えますと、やっぱり資産割についても段階を追って減額をするよというお約束もございましたので、そのお約束どおりやらせていただいております。

○委員 板倉浩幸君

運営協議会でもお約束して徐々に減らしていくよ、半分、半分と約束したからということなんだけれども、本当に歳出の58%から29%になったときがすごい資産割、その分、均等割



応じた保険になっていて、その辺の、前にも聞いたかもしれないけれども、名古屋市は2方式で別に3方式に持ってくるわけじゃないよね。

県として2方式、これ町長にも前聞いたと思うけれども、名古屋市が2方式でやっとなのに各自治体4方式だったところを3方式にするって、じゃ名古屋市は何で2方式のまま、ほかもう一つぐらいあったかな。これ本当に所得割に重点を置くというやり方もあるのかなと、実際には、そうなってくると低所得者の年金生活やなんかの負担がやっぱりここまで引き上がらないかなと、1割の引き上げだと本当に大きいと思うんですよ。この点試算出したときに十分算定はしたんだと思うんだけど、やむを得なかったのか。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

モデル世帯のほうの資料でいきますと、板倉委員のおっしゃられるように大体のところでは8%から10%ぐらいまでのところで上がっておるという形になっておりますけれども、やはり今県のほうでも出しているんですけども、給付費というのが大体昨年度と比較しましても大体8%ぐらい伸びているよというのが県のほうであります。ですので給付費ですね、医療費自体は毎年毎年8%ぐらいずつ上がってくるという形になっております。

それをじゃ誰が負担するのかというと、やっぱり被保険者の方にも一定のご負担いただくというのはこれはしょうがないことなのかなというのは思っております。所得の低い方も国保の被保険者としては同じく保険給付を受ける権利はございますので、皆さん等しく保険給付を受けていただくということで、より健全な国保財政運営を行うために今回は申し訳ございませんけれども、ちょっと一般的に8%ぐらいの増になる、ご負担いただくところはあかなとは思っております。すみません。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

今回の議案第9号の国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で討論したいと思います。

今回子どもの均等割については一步前進して評価をいたします。

これを先ほど質問したとおり、町独自で拡充する方向なども、赤字補てんだということをちょっと置いといても、町独自でも拡充すると子ども子育て支援になると思っておりますのでぜひ

検討して、この辺は評価いたします。

しかしながら、今回反対の理由としてはモデル世帯、先ほど所得ごとのモデル世帯があるんですけれども、資産があるなしに関わらず今回被保険者の保険税が引き上げと大体増減率10%の引き上げになっております。特に所得が低い世帯ほど1割の引き上げは家計に大変負担になってしまいます。

一部未就学児のいる家庭は引き下げであります、ほとんどの世帯が引き上げになっていきますので、今回のこの国保税の改正については反対をいたします。

○委員長 飯田雅広君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論を申し上げます。

今回提案されている蟹江町国民健康保険税条例の一部改正については、全世代型社会保障改革の一環として、未就学児に係る均等割軽減措置が導入されたことに伴うものです。また医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするために実施された国保制度改革に伴い、町の国民健康保険制度をより健全で安定的な運営を行うために必要な税率改正であると考えます。

保険税の収納対策に取り組むとともに、医療費適正化や保健事業による生活習慣病発症予防や重症化抑制に努めることを要望し本案に賛成いたします。

○委員長 飯田雅広君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第9号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回のこの条例一部改正なんですけれども、これ多分蟹江町にこのような施設は多分ないのかな。あるの。そこを対象に今まで紙で記録していたやつを今のデジタル社会の関係で磁氣的保存というの何ていうの。もうパソコンで作ってその中へ保存しなさいよということで認識すればいいのかな。ちょっとその辺がよく分からないんですけれども、お願いします。

○子ども課長 館林久美君

それではお答えさせていただきます。

こちら条例2本立てでございまして、まず蟹江町に1つ目の特定教育・保育施設——これがいわゆるうちでいうと保育所、認定こども園等になってまいります。2本目の家庭的保育事業——こちらにつきましては議員おっしゃるとおり蟹江町内に該当する施設はございません。

この条例の内容は、今まで紙媒体で保存していたもの、そちらが電子媒体での保存が可能になってくる、保護者とのやり取りに関しましても紙で発信していたものが電子ツールを使って対応することも可能になりますよという内容になります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

2本立てで、最初の条例改正についてはこれは普通の保育所なんだね。そのあとが蟹江町にはない施設ですよということ。ちなみに今までってこれらの記録とかいろいろ作っていたと思うんだけど、これ今までもパソコンで作って磁気媒体で保存していたんじゃないの。もう本当に紙だけ、ちょっとその辺。

○子ども課長 館林久美君

今までは現場のほうではパソコンを使って書類を作成しました。それをプリントアウトして保護者にお見せしたりして、結局保存としては紙で残しております。恐らくこの先もしばらくはそういった形になっていくと思います。

○委員 板倉浩幸君

そうすると、やっぱり紙でプリントアウトして保護者に通知したりしている中で、今後もやっぱりそういう紙が続くよね、どう見ても。保育所で保育士が園児の観察記録もあれパソコン入力で紙で自筆で書いているんだよね。そんな中で、じゃ媒体をこういうふうに磁気媒体にしていくよというのがどうなのというか、その辺もうちょっとお願いします。

○子ども課長 館林久美君

当町ではまだ未施行なんですけれども早いところだと、私立の保育所なんかだとアプリなんかを使って保護者とのやり取り、通常毎日3歳未満のお子さんだと保育所での様子を保護者に返す、保護者のほうから保育所以外での様子の1日を保育所に知らせていただくということを紙媒体でしているんですけれども、そんなことを私立の幼稚園ですとアプリを使

って何時にどのぐらい給食を食べました、排泄が何回ありましたなんていうことをやっている、そういうアプリもあるんですね。そういったところがまだ蟹江町としては未対応ですというところなので、その先々はICT化されて変わっていくだろうというところになります。以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任を願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時00分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 飯 田 雅 広